

成年年齢引下げを見据えた環境整備に関する関係府省庁連絡会議  
成人式の時期や在り方等に関する分科会の開催について

平成 30 年 9 月 3 日  
成年年齢引下げを見据えた環境整備  
に関する関係府省庁連絡会議議長決定  
平成 30 年 10 月 30 日  
一部改正

- 1 成人式は、その時期や在り方等について法律上の定めはなく、各地方自治体の判断で実施されているものの、民法の成年年齢の引下げによって様々な影響が生ずることが予想される。今後の民法の成年年齢引下げを見据え、成人式の時期や在り方等について、各地方自治体における検討に資するための情報発信を行うため、成人式の時期や在り方等に関する分科会（以下「分科会」という。）を開催する。
- 2 分科会の構成は、次のとおりとする。ただし、座長が必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

座長	法務省民事局参事官（成年年齢担当）
座長代理	内閣府大臣官房総務課管理室長 文部科学省総合教育政策局地域学習推進課長
構成員	総務省大臣官房企画課長
オブザーバー	厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長 経済産業省製造産業局生活製品課伝統的工芸品産業室長 全国市長会 全国町村会 全国都市教育長協議会 全国市町村教育委員会連合会 全国町村教育長会

- 3 分科会の庶務は、内閣府及び文部科学省の協力を得て、法務省において処理する。
- 4 前各項に定めるもののほか、分科会の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。